

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年9月18日

大阪税関長 清水 雄 策

記

(届出蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
日本通運株式会社 東京都千代田区神田和泉町2番地	日本通運株式会社 富山空港 富山県富山市秋ヶ島30番地 富山空港貨物ビル内	廃業	—	令和6年8月31日